

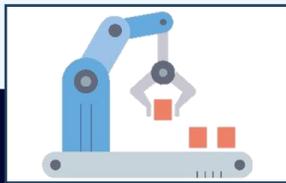
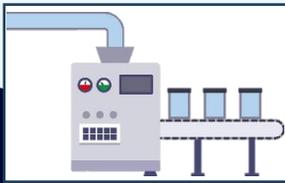
# 上尾市 小規模事業者等 設備導入応援補助金

補助上限最大

# 1,000万円

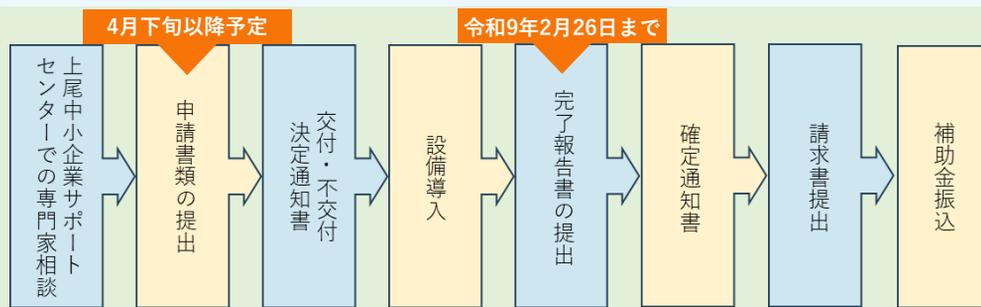
- ※補助額は対象経費の2/3以内
- ※補助対象経費が総額400万円を超える事業が対象
- ※補助申請は1事業所あたり1回限り
- ※先着順、予算が無くなり次第終了
- ※消費税は除く

省人化、省力化又は業務効率化等に資する設備を取得する際に係る経費の一部を補助します。



## 【申請～交付の流れ】

※申請には、上尾商工会議所内「上尾中小企業サポートセンター」  
(048-779-2520)の専門家相談が必要です。



**申請は  
郵便のみ**  
(電子・持ち込み不可)

制度の詳細は、  
市ホームページにて  
随時情報を更新中！



上尾市商工課  
〒362-0042 上尾市谷津2-1-50 プラザ22内  
TEL：048-777-4441



市ホームページ

# 小規模事業者等設備導入応援補助金について

**補助対象者** ※次の1から3のすべてを満たす事業者 △対象外となる者を除く

1 中小企業法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、  
**表1**『補助対象小規模事業者等の条件』に該当するもの、  
又は同法第5項に規定する小規模事業者に該当する法人、  
又は事業を営む個人であって、市内で事業所等を有し、  
該当事業所において申請日の1年以上前から事業継続  
を有する事業者であること。

**表1**

補助対象小規模事業者等の条件

業種	資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、 その他(②～④を除く)	3億円以下	40人以下
② 卸売業	1億円以下	10人以下
③ サービス業	5,000万円以下	10人以下
④ 小売業	5,000万円以下	10人以下

2 当補助金申請日以後においても引き続き市内で事業を営む意思を有すること。

3 市税等（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者であること。

## △【主な対象外】

- ・会社法第2条第1号に規定する会社以外の法人（＝非営利法人等）例）宗教法人、医療法人、社団法人、協同法人、NPO法人など
- ・上記1～3を除く大企業、又は次のいずれかに該当する小規模事業者等  
ア．発行済株式の総数または出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が有している企業  
イ．発行済株式の総数または出資金額の総額の3分の2以上を大企業が有している企業  
ウ．大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている企業
- ・性風俗関連特殊営業（風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業）
- ・反社会的勢力（暴力団員等）
- ・宗教活動又は政治活動を目的とする者

## 【補助対象事業】以下のすべてを満たす事業

- ・市内に所在する事業所に自ら費用を負担して新たに設備を導入・更新することで、省人化\*1、省力化\*2、又は業務効率化\*3を図る事業。
- ・補助金の交付決定後に事業に着手するとともに、令和9年2月26日(金)までに補助事業を完了し、かつ補助事業報告書を提出できること。
- ・現に専ら事業の用に供する設備であること。
- ・導入又は更新する設備が国又は地方公共団体等の補助金を受ける予定のある設備ではないこと。
- ・補助対象となる事業がフランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づくものではないこと。

\*1 省人化とは、自社の業務において、従来人手を要していた作業を機械化・自動化・IT化等により代替し、必要最小限の人員で業務を遂行可能とすること。

\*2 省力化とは、自社の業務において、従業員が従来よりも少ない労力で作業を遂行できるようにすること。

\*3 業務効率化とは、自社の業務プロセス全体を見直し、生産性の向上や業務の無駄の削減を図ること。

## 補助対象経費

種別	内容
設備（機械・装置・システム等）購入費	省人化、省力化又は業務効率化に資する機械・装置・システム・ソフトウェア等の購入（新設・更新いづれも対象）に要する経費（システム構築費、運搬費含む）
工事費	上記の機械・装置・システム等を設置する際に発生する据付工事（機械・装置等の設置と一体でとらえられる軽微なものに限る）
技術導入費	上記の機械・装置・システム等を設置する際に必要となる外部技術指導等に要する経費
専門家謝金等	本補助金の申請及び報告に必要となるコンサルティング料又は専門家への謝金

## △【補助対象外経費】

- ・交付決定前に発生した経費※いかなる理由であっても事前着手は認められません。
- ・既存設備の処分等に係る費用
- ・土地、建物、構築物、簡易建物（コンテナ、ドームハウス等）の取得費用及びこれらを作り上げるための組立用部材の取得費用
- ・自動車等車両の購入費、修理費、車検費用
- ・他者に賃貸する等、第三者が主に使用する設備
- ・各種保険料
- ・補助対象経費の補助事業者の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）において、利益等が排除されていない経費
- ・リース、レンタル、割賦販売により導入する機械設備に係る経費
- ・中古設備の取得費用
- ・消費税及び地方消費税相当額
- ・その他補助対象事業に係る経費として適切に認められないもの

## 注意事項 ※必ずご確認ください。

- ・申請前の書類の事前確認、事前審査等は**商工課では行ないません。**
- ・申請書の記載や事業計画の作成に係る相談については、**商工課**または**上尾中小企業サポートセンター（048-779-2520）**へ、作成した計画案に対する専門家への相談については上尾中小企業サポートセンターへご相談ください。
- ・申請方法は**郵送のみ（受付期間の消印有効）**です。※**電子及び持ち込みによる受付はできません。**
- ・**消印日等の基準による先着順での受付（すべての書類が揃った時点を受付日とする）**となります。
- ・**補助金の予算総額に達し次第、受付を終了**とし、**同日に予算残額を上回る申請があった場合、抽選による受付**となります。
- ・補助を受けた事業者は、補助事業に係る調査・事業の成果発表や事例集への掲載等に協力していただきます。